



医療・福祉における最近の動向

2017年1月 (No. 21)
NAO Consulting Group

特定求職者雇用開発助成金と就労継続支援A型事業

1. 平成29年5月より特定求職者雇用開発助成金の支給要件が変わる？

厚生労働省の発表資料「就労継続支援A型事業を実施する事業主の方へ」によれば、平成29年5月1日以降、就労継続支援A型事業所が対象労働者を雇い入れる場合に対する特定求職者雇用開発助成金（以下、特開金）の支給要件が以下のように変わります。

(1) 暫定支給決定の取扱い

暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れる場合、現行は支給対象外だが、下記のいずれかに該当する場合に限り支給対象となる。

- ① 期間の定めのない雇用契約であること
- ② 有期雇用契約であっても雇用契約が自動的に更新されるものであるか、本人による契約更新の意思表示があれば更新されるものであること

(2) 離職割合要件の取扱い

通常の事業所は離職割合が50%を超える場合は不支給であり、就労継続支援A型事業所も同様であったが、平成29年5月以降、就労継続支援A型事業所は離職割合が25%を超える場合は不支給となる。

最近はこの市町村も暫定支給決定をするようになって就労継続支援A型事業所が特開金を受給できないケースが増えていますが、今回の支給要件の変更によって状況が変わります。

ただし、離職割合要件が厳しくなるので、今後はより一層、安定した労働環境の構築に取り組み、利用者の定着を図らなければなりません。

2. 就労継続支援A型の運用の見直しについて

平成29年1月6日に開催された障害者部会の資料3「放課後等デイサービス、就労継続支援A型の運用の見直しについて」を読み込むと、就労継続支援A型事業所の平成27年度総費用額はおよそ781億円と近年大幅に増加しているため、障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合は、自治体は総量規制できるようになることが分かります。（自由に指定申請できなくなる可能性があります）

また、就労の質の向上が必要であり、特に以下の2点は見直しが提起されています。

- (1) 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上になるように
- (2) 賃金を給付費から支払うことは原則禁止

これらは以前から言われていることですが、とにかくビジネスを成功させて障害者の賃金を支払わなければなりません。

3. 就労会計を黒字化するために

今回の特開金の支給要件変更により、就労会計が慢性的な赤字である就労継続支援A型事業所は、少しの間この助成金を活用しながら就労会計の赤字を補てんすることになるのかもしれませんが、それでは根本的な解決になりません。

やはり事業は補助金や助成金ありきで収支シミュレーションを組むわけにはいきませんので、とにかく現在雇用している利用者が働いて稼ぐことができる事業を起こす必要があります。

設備投資ができない場合はどうしても売上を増大することが難しいかと考えますが、就労会計を十分に理解し、「売上は利用者に、給付費は職員に。」という方針で取り組んでいきましょう。

文献リスト

1. 就労継続支援A型事業を実施する事業主の方へ
平成29年5月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合に対する支給要件を変更します。（リーフレット）
2. 第83回 社会保障審議会障害者部会
資料3 放課後等デイサービス、就労継続支援A型の運用の見直しについて

（文責：医療福祉コンサルティング部 安藤）